

クリーンウッド法に関する一般社団法人北海道林産物検査会の運営及び登録実施事務の方針

平成 29 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。）が施行され、日本政府は、木材関連事業者に対して、取り扱う木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法律に適合して伐採されたことの確認（以下「合法性の確認」）その他の措置を実施することを促すことにより、合法伐採木材等の利用を促進することとなった。

このことを踏まえ、一般社団法人北海道林産物検査会（以下「本会」という。）は、クリーンウッド法に関する本会の運営及び登録実施事務の方針を定め、ここに公表する。

（合法伐採木材等の利用の促進）

1 本会は、合法伐採木材等（合法伐採木材・木材製品）の流通及び利用の促進に真摯に取り組む。

（政府の取組への協力）

2 本会は、我が国政府による合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する取組を全面的に支持するとともに、クリーンウッド法により主務大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）として同法の実施運営に積極的に協力する。

（合法伐採木材・木材製品の普及の促進）

3 本会は、合法性の確認等がされた木材・木材製品の流通及び利用の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

（合法性の確認等を実施する事業者の登録）

4 本会は、登録実施機関として、クリーンウッド法に規定される「登録実施事務に関する規程」（登録実施事務規程）を別途定め、合法性の確認等を実施する事業者の登録を行い、制度の普及及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に努めるものとする。

5 本会は、登録実施事務を行うにあたっては、以下の事項を遵守するものとする。

- （1）登録に関する業務を公平、公正かつ迅速に提供する。
- （2）登録実施事務の信頼性確保のため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- （3）登録実施事務で得られる情報について機密保持に責任を持ち、全ての情報について機密保持に必要かつ適切な管理を行う。
- （4）登録実施事務の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響の排除に責任を持つ。
- （5）クリーンウッド法の制度の適正な運営に寄与する。
- （6）本会は、登録に関する業務の結果を左右しかねないような全ての営利的圧力、財政的圧力その他の圧力に影響されないようにする。

(他認定機関等との連携)

6 本会は、制度の普及及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に当たって、他の登録実施機関等との連携を図る。

(情報の公開)

7 本会は、本方針に基づく取組状況の概要を公表する。